

(様式第2号)

平成29年度第3回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成29年7月19日(水) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 欠 席 亀若 浩幸  事 務 局 吉田課長, 古川係長, 矢代主事, 住野主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからエの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 部分公開の決定
- (3) 議題

ア 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求(平成28年6月28日付け)について

イ 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(平成28年9月15日付け)について

ウ 平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分に係る審

査請求（平成29年3月21日付け）について

エ 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求  
（平成29年6月23日付け）について

オ 芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例の改正について（報告）

カ その他

## 2 提出資料

芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例の改正に伴う説明資料

## 3 審議経過

開会

(1) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求  
（平成28年6月28日付け）について

ア 継続審議とした。

(2) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査  
請求（平成28年9月15日付け）について

ア 継続審議とした。

(3) 平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分に係る審査  
請求（平成29年3月21日付け）について

ア 審査請求人の意見聴取を行った。

イ 部分開示決定の妥当性について審議した。

ウ 継続審議とした。

(4) 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求（平  
成29年6月23日付け）について

ア 次回審議とした

(5) 芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例の改正について（報告）

### 【事務局 事案説明】

事務局 情報通信技術の飛躍的な発展により、パーソナルデータの利活用を適正に進  
めていくことが、官民を通じた重要な課題となっております。その中で、個人  
情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導

入等について、平成27年9月に個人情報保護法、平成28年5月に行政機関個人情報保護法等の改正法がそれぞれ公布され、平成29年5月30日に施行されております。このような背景を受け、本市についても個人情報保護条例等の見直しを検討しております。

見直しの方向性等ですが、(1)個人情報の定義の明確化ということで、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当だと国も見解を示しておりますので、本市においても同様の定義にすることを検討しております。

(2) 要配慮個人情報の取扱いについてですが、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪を被った事実等を、取扱いに特段の配慮が必要な個人情報として定義し、個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報が含まれているか等を記載するところを検討しております。

(3) 非識別加工情報についてですが、パーソナルデータをファイルから取出し、個人情報の部分を削除し、個人が識別できない状態に加工した情報をビッグデータとして利活用するという考えです。国の見解では、行政機関個人情報保護法と同等の仕組みを導入することが望ましいと示されておりますが、加工基準が不明瞭であり、技術的にも困難であるということ、また、国で今年度中に立法措置による解決の可能性を検討されていることから、この仕組みを導入するのは時期尚早ということで、今回は見送ることを検討しております。

新旧対照表の案ですが、まず個人情報保護条例第2条の定義に、第3号個人識別符号及び第4号要配慮個人情報を新たに設けます。次に第7条の収集の制限ですが、本市においてはこれまでも、思想、信条、信教に関する個人情報、病歴、犯罪歴等の個人情報については収集の制限をかけておりましたが、今回、要配慮個人情報の定義が新設されましたので、そちらでまとめました。

他は、これらの改正に伴うものです。

御説明は以上です。

**【質疑】**

委員 要配慮個人情報の改正は、今回、要配慮個人情報とされたものについては例外を除いて収集することができなくなるという改正ですか。

事務局 個人識別符号も、要配慮個人情報もこれまで本市では、同等の考え方があり、同等の取扱いをしておりましたが、定義を明確化することで、疑義を生じさせ

ず、個人情報であることを明確化し、保護を強化することが改正の目的です。

委員 個人識別符号は、容易性を問わず個人が識別できてしまうと個人情報となってしまうというものです。

委員 そうすると、個人情報の漏えい防止に気を使って、行政がAさん、Bさん、Cさん・・・というように置き換えても、どこかで照合できてしまうとその「Aさん」や「Bさん」自体が個人識別符号として非公開情報となってしまいますね。

委員 そういった場合に、非識別加工情報では個人情報でなくなるので、データを出す場合に安全という考え方です。

委員 ですが、どこまで加工すれば識別できなくなるかが不明瞭ですね。

事務局 おっしゃるとおり、その基準がわかりませんので、今回は非識別加工情報の導入を見送りたいと考えております。また、医療データ等は個別法等で一定手当がされており、他に本市で具体的なニーズが想定できないという事情もございます。

委員 要配慮個人情報で、社会的な身分とはどのようなものが想定されますか。

委員 インドのカーストや出生地等の差別につながるようなものが想定されると思います。

委員 この法改正は、データの利活用を念頭に置いて、個人情報を広く定義して、収集の制限をかけ、例外規定を設ける。そうして収集した情報について利用の規制は緩めるという考え方に立って行われておりますね。

委員 ビッグデータにオープンアクセスできるようにするということは、国際的な流れなので、その対応ができないと日本はそういったデータの提供ができない

……という国の事情があるのでしょうか。

(6) その他

閉会